

## 刈払機作業の安全確保に必要な知識について

### 1 動力刈払機の使用に、免許は必要ありません。しかし、、、

動力刈払機を使用する場合、機体重量 3 t 未満の小型刈払機の運転取扱には法令資格免許は必要ありませんが、労働安全衛生法施行令で「特別教育」が必要とされる危険業務のひとつです。

なお、動力式切断機（チェーンソー等）を用いた樹木伐採作業も同様となります。

### 2 労働安全衛生法における動力刈払機を使用する作業

労働安全衛生法では、「賃金を支払って」労働者を危険業務作業に従事させる場合には事故防止と衛生維持に必要な事項や知識を当該労働者に教育しなければならないと規定しています。これが「特別教育」の法令上の根拠です。

この「特別教育」は免許資格が必要ない軽度な危険業務作業に従事する労働者への安全教育であり、事業者（労働者へ賃金対価を支払う者）に特別教育を実施する義務が課せられています。

つまり、特別教育は免許などの法令資格ではなく、労働者を危険作業に就かせる者（事業者・雇用者・人事権者）が当該労働者に安全上必要な教育を行う義務ということになります。

したがって、労働安全衛生法施行令で特別教育が必要とされる業務に、特別教育未実施の労働者を就かせた場合に処罰されるのは、当該業務作業を命じた者（法人であれば、その代表者）であり、当該危険業務作業に従事した人が処罰されるわけではありません。

なお、自営業者などが自ら刈払機を使用する場合や家庭内作業、ボランティア作業、友人間の相互労働提供などでは特別教育の実施義務は有りません。

### 3 注意点として

明確な雇用関係が成立していなくとも複数回または反復継続して労働対価や謝礼と引き換えに刈払機を使用させる場合には「使用させる者」に特別教育を実施する義務が発生します。

仮に、会員の共同作業であり労働安全衛生法上の教育義務はないとしても、当該作業の安全を確保するための安全教育を行うほうが良いことは言うまでもありません  
可能な限り、安全教育を行うことを推奨します。

## <参 考>

### 刈払機作業に必要な教育

Q 刈払機取扱作業に従事させる場合、労働安全衛生法では安全教育について何らかの規制はありますか。

A 刈払機を使用する作業に従事する者に対する安全衛生教育については、労働省労働基準局長通達（平成12年2月16日基発第66号）があります。この通達により、事業主は、安全衛生特別教育に準じた教育として、学科教育5時間、実技教育1時間の教育を受けさせることとされています。

#### <刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育カリキュラム >

	科 目	範 囲	時間
学 科	1 刈払機に関する知識	(1) 刈払機の構造及び機能の概要 (2) 刈払機の選定等	1 時間
	2 刈払機を使用する作業に関する知識	(1) 作業計画の作成等 (2) 刈払機の取扱 (3) 作業の方法	1 時間
	3 刈払機の点検及び整備に関する知識	(1) 刈払機の点検・整備 (2) 刈刃の目立て	30 分
	4 振動障害及びその予防に関する知識	(1) 振動障害の原因及び症状 (2) 振動障害の予防措置	2 時間
	5 関係法令	(1) 労働安全衛生関係法令中の関係条項及び関係通達中の関係事項等	30 分
実 技	1 刈払機の作業等	(1) 刈払機の取扱い (2) 作業の方法 (3) 刈払機の点検・整備の方法	1 時間

この安全衛生教育の実施者は事業主ですが、事業主に代わって、林材業労災防止協会などが実施してよいこととされています。林材業労災防止協会などが行う特別教育の日時・場所などは、下記にお問合せ下さい。

[林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部]

☎ : 0 5 4 - 2 5 2 - 3 1 6 0